

## 第6章 計画実現に向けて

## 6-1 住宅施策の実施スケジュール

本計画の施策について、重要性・緊急性・現実性・住民の要望等を踏まえ、目標年次である、平成31年までの期間を、前期（平成22年～平成26年）・後期（平成27年～平成31年）及び長期（平成32年以降）に区分し、住宅施策の実施スケジュールを次のとおりとします。

なお、本施策及び実施スケジュールについては、今後の社会情勢の変化や市民ニーズ等に合わせ見直していくこととします。

表6-1 実施スケジュール

項目	事業時期		
	前期 (～平成26年)	後期 (～平成31年)	長期 (平成32年～)
<b>基本目標1 安全で快適な住宅ストックの形成</b>			
子育て世代に住みやすい住宅の確保	→	→	→
住宅の適切な維持管理と長寿命化の推進	→	→	→
地域特性や環境に配慮した個性ある住まいづくりの推進	→	→	→
定住促進のための良質な住宅ストックの確保	→	→	→
<b>基本目標2 地域特性に対応した快適な住環境の形成</b>			
地域の伝統・文化等と調和した豊かな住環境づくり	→	→	→
まちなか居住の推進	→	→	→
良好な生活環境や田園居住環境の維持形成	→	→	→
住みたくなる住環境づくりの推進	→	→	→
<b>基本目標3 多様なライフスタイルやニーズに適合する住まいづくり</b>			
住まいに関する総合的な情報提供と相談体制の充実	→	→	→
ライフスタイルに合った住まいづくりに向けた広報活動の推進	→	→	→
<b>基本目標4 多様なニーズに対応した公営住宅等の確保</b>			
住宅セーフティネットの構築	→	→	→
子育て世帯向けの公営住宅の確保	→	→	→
多様化するニーズに対応した公営住宅等の確保	→	→	→

実線は施策の実施期間を表しており、点線は準備期間を表しています。

## 6 - 2 住宅施策の実現に向けて

本計画では、地域特性に応じた住まいづくりを目指し、『快適な生活空間が確保され地域がきらめく住まいづくり』の実現のための住宅施策を検討してきました。

しかしながら、こうした施策は市民や事業者の合意や協力がなければ実現できません。そのため、さまざまな主体と連携し、計画的に推進していきます。

**平川市らしい住まいづくりについて**

本市では、高齢化や世帯分離が進んでいくことにより、昔ながらの住まいや集落の維持が難しくなっているところもありますが、地域の歴史を受け継ぐ昔ながらの住まいは、環境負荷が少なく、住宅の立地場所が自然や景観に恵まれていることから、都会の方があこがれる住まいでもあります。このような本市の住まいの魅力を市民自身が自覚し、守り続けていくことが重要です。

したがって、市民・行政が住まいづくりの主体としての自覚を強め、パートナーシップによって、平川市らしい住まいづくりを推進していきます。

**住まいづくり情報の提供について**

市民と行政などが協働で、住まいづくりを進めていくためには、市民や事業者、団体などが住宅施策に関する情報を得て、共通の認識に立つことが必要と考えます。

そのため、広報をはじめ、ホームページなどにより市民や事業者などへ積極的に住まいづくりに関する情報を提供していきます。また、施策が多岐にわたる可能性もあることから、関係機関との連携を密にし、一元的な住宅・住環境に関する情報提供を行い、市民やUJイターン者などが、住まいに関する情報が得られやすい環境の構築を図っていきます。

**公営住宅等の供給について**

公営住宅の目的は、公営住宅法において「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」とされており、低所得者に対する公営住宅の適正量を確保し、住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯などを救済する役割を担っています。

これらのことから、既存の市営住宅に関しては、周期的な維持修繕のほか、長寿命化等の個別改善を行い、計画的な整備を進めます。また、今後、高齢化や世帯分離が進む中で、一人暮らしの高齢者や子育て世代、障害者も増加していくものと思われ、これらの方々に対応した公営住宅のバリアフリー化や新たな公営住宅等の供給を促進していきます。